関係会員各位

茨城県毒物劇物保安協会 会長 鷲見 富士雄 (公印省略)

麻薬及び向精神薬取締法施行令等の一部を改正する政令及び 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の施 行について(通知)

このことについて、平成18年9月27日付け薬第723号をもって茨城県保健福祉部 長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。



 薬
 第
 723 号

 平成18年9月27日

茨城県毒物劇物保安協会長 殿

茨城県保健福祉部長

麻薬及び向精神薬取締法施行令等の一部を改正する政令及び 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の施行 について(通知)

このことについて、平成18年9月13日付け薬食発第0913001号をもって、厚生労働省医薬食品局長から別添のとおり通知がありましたので、御承知のうえ関係者によくお知らせください。



薬食発第 0913001 号 平成 18 年 9 月 13 日

都 道 府 県 知 事 殿 各地方厚生(支)局長 殿



麻薬及び向精神薬取締法施行令等の一部を改正する政令及び 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の施行 について(通知)

平成 18 年 9 月 13 日政令第 293 号をもって、麻薬及び向精神薬取締法施行令 (昭和 28 年政令第 57 号。以下「施行令」という。)及び麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成 2 年政令第 238 号。以下「指定政令」という。)等が、また平成 18 年 9 月 13 日厚生労働省令第 160 号をもって、麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和 28 年厚生省令第 14 号。以下「施行規則」という。)が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

第1 改正要旨

1. 改正の概要

次に掲げる物質については、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれが確認されたことから、これらを新たに麻薬として指定するため、指定政令を改正したものである。

- ①1-(3-クロロフェニル)ピペラジン
- ②2,4,5-トリメトキシ-α-メチルフェネチルアミン

また、次に掲げる物質については、麻薬と比較すると少ないものの有害作用があり、濫用のおそれがあることから、第一種向精神薬として指定するため、施行令及び指定政令を改正するとともに、自己の疾病の治療の目的で携帯輸出入することが可能な向精神薬として、携帯輸出入することが可能な分量と併せて定めるため、施行規則を改正したものである。

(1)2-[(ジフェニルメチル)スルフィニル]アセタミド

(別名モダフィニル)

2. 改正の内容

- (1) 次の物質を麻薬に指定したこと。(指定政令第一条関係)
 - ① 1-(3-クロロフェニル)ピペラジン及びその塩類
 - ② 2, 4, 5-トリメトキシ- α -メチルフェネチルアミン及びその塩類
- (2) 次の物質を第一種向精神薬に指定したこと。(施行令第三条及び 指定政令第三条関係)
 - ① 2-[(ジフェニルメチル)スルフィニル]アセタミド(別名モダフィニル)及びその塩類
- (3) 次の向精神薬を自己の疾病の治療の目的で携帯輸出入することが可能なものとして、携帯輸出入することが可能な分量と併せて定めたこと。(施行規則別表第1関係)

名称 2-[(ジフェニルメチル)スルフィニル]アセタミド (別名モダフィニル)、その塩類及びこれらを含有する物 (クラー C グライ

分量 6グラム

3. 施行期日

公布の日(平成 18 年 9 月 13 日)から起算して30日を経過した日(平成 18 年 10 月 13 日)から施行するものであること。

第2 留意事項 (麻薬関係)

- ① 医薬品製造業者、医師、歯科医師、獣医師、研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質(以下「麻薬指定物質」という。)を継続して取り扱う場合には、施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法(以下「麻向法」という。)による規制を受けることとなるので、施行日までにあらかじめ麻薬施用者、麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、①と同様に記録、保管、届出等規制事項を指導し、管理 不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ③ ①及び②について、麻向法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、平成18年10月13日現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。
- ④ 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質の うち、今後必要としないものについては、指定政令等の改正の施行前であ れば廃棄するよう指導するとともに、施行後であれば所有権を放棄するよ う指導されたいこと。また、廃棄するときは、焼却その他の当該物質を回 収することが困難な方法によることについても指導されたい。なお、施行 日以降に発見した場合は、所定の調査を行い状況に応じた措置をとられた

第3 留意事項(向精神薬関係)

- ① 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般第一種向精神薬に指定される物質(以下「第一種向精神薬指定物質」という。)を継続して取り扱う場合には、施行日以降、麻向法による規制を受けることとなるので、施行日までにあらかじめ向精神薬輸入業者等の免許取得、向精神薬試験研究施設設置者の登録等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に向精神薬輸入業者等の免許を取得している者等が、第一種向精神薬 指定物質を取り扱う場合についても、①と同様に記録、保管、届出等規制 事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこ と。
- ③ 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が所有している第一種向精神薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、指定政令等の改正の施行前であれば廃棄するよう指導するとともに、施行後であれば所有権を放棄するよう指導されたいこと。また、廃棄するときは、焼却その他の当該物質を回収することが困難な方法によることについても指導されたい。なお、施行日以降に発見した場合は、所定の調査を行い状況に応じた措置をとられたいこと。

第4 物質の構造式等

① 化学名:1-(3-クロロフェニル)ピペラジン

俗 称:3CPP

構造:

② 化学名: 2, 4, 5-トリメトキシ-α-メチルフェネチルアミン

俗 称:TMA-2

構造:

③ 化学名:2-[(ジフェニルメチル)スルフィニル]アセタミド

別 名:モダフィニル

構造:

政令第二百九十三号

麻薬及び向精神薬取締法施行令等の一部を改正する政令

内 閣 は、 麻薬及び 向精神薬取 締法 (昭 和二十八年法律第十四号) 第五十条の九第一 項、 別表第一第七十五

号及び別表第三第十一号の 規定に基づき、 この政令を制定する。

(麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正)

第一 条 麻薬及び)向精: 神 薬取締法施 行令 (昭 和二十八年政令第五十七号) の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第九号とし、 第四 一号から第七号までを一 号ずつ繰り下げ、 第三号の次に次 の一号を加

える。

兀 <u>-</u> (ジフェニ ルメチル) スルフィニ ル アセタミド (別名モダフィニ ル 及びその塩類

(麻薬、 麻薬原料植 物、 向 精 神 薬及び 麻薬 向 精神薬原 料を指定する政令の 部 改 Ē

第二条 麻薬、 麻薬原 料 植 物、 向 精 神薬及び 麻 薬向 精 神 薬原料を指定する政令 (平成二年政令第二百三十八

号)の一部を次のように改正する。

第 条中第七十二号を第七十四号とし、 第四十一 号から第七十一号までを二号ずつ繰り下げ、 第四十号

を第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二 二・四・五 ートリメトキシ 1 α ーメチルフェネチルアミン及びその 塩 類

第一条中第三十九号を第四十号とし、 第十号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、 第八号の次に次

の一号を加える。

九 ーー(三ークロロフェニル)ピペラジン及びその塩類

第三条中第六十九号を第七十号とし、 第五十号から第六十八号までを一号ずつ繰り下げ、 第四十九号の

次に次の一号を加える。

五 + <u>-</u> (ジフェ ニル メチル) スルフィニル】 アセタミド (別名モダフィニル) 及びその塩

(麻薬、 麻薬原料植 物、 向 精 神薬及び麻薬向 精神薬原料を指定する政令の 一部を改正する政令の一 部改 正

第三条 麻 薬 麻薬原 料 植 物、 向精 神薬 及び 麻 薬向 精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令 (平成

十八年政令第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第八号の次に一号を加える改正規定中 「第八号」を 「第九号」に、 九 ニー(ニークロ 口 フ 工

ニル) ーニー(メチルアミノ)シクロヘキサノン (別名ケタミン)及びその塩類」を「十 二-ク

口 ロフェニル)-二-(メチルアミノ)シクロヘキサノン(別名ケタミン)及びその塩類」 に改める。

附則ただし書中「第一条第八号」を「第一条第九号」に改める。

附則

この政令は、 公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

麻薬及び向精神薬取締法施行令(昭和二十八年政令第五十七号) 麻薬及び向精神薬取締法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

=	
2	
•	
ī	

改	○ 麻薬及び向精神薬取締法施行令
正	(昭和二十
案	八年政令第五十七号)
現	
行	(傍緩の音分に改回音分)

第三条 法第五十条の九第一項の政令で定める向精神薬は、次のとおり | 第三条

とする。

(第一種向精神薬)

\ \<u>\{</u>

(略)

五~九

(略)

フィニル)及びその塩類

兀

ニー[(ジフェニルメチル)スルフィニル]アセタミド

(別名モダ

(新設)

(略)

四~八

(略)

とする。

(第一種向精神薬)

法第五十条の九第一項の政令で定める向精神薬は、

次のとおり

(傍線の部分は改正部分)

	•		
	五十~六十九 (略)		五十一~七十 (略)
			ダフィニル)及びその塩類
	(新設)	スルフィニル]アセタミド (別名モ	五十 二一[(ジフェニルメチル)スル
	一 一 ~ 四 十 九 (略)		一一~四十九 (略)
	0		に指定する。
表第三第十一号の規定に基づき、次に掲げる物を向精神薬	第三条 法別表第三第十一号の規定に基		第三条 法別表第三第十一号の規定に基づき、次に掲げる物を向精神薬
	精神薬		(向精神薬)
	四十一~七十二(略)		四十三~七十四(略)
			びその塩類
	(新設)	αーメチルフェネチルアミン及	四十二 二・四・五ートリメトキシー
	十~四十 (略)		十一~四十一(略)
	(新設)	ジン及びその塩類	九 ーー (三ークロロフェニル) ピペラジン及びその塩類
	一~八(略)		一~八 (略)
次に掲げる物を麻薬に指定する。	に基づき、	次に掲げる物を麻薬に指定する。	十五号の規定に基づき、次に掲げる物を
麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という。)別表第一第七	第一条 麻薬及び向精神薬取締法(以下		第一条 麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という。) 別表第一第七
	- T		(麻薬)
行	現	案	改正
(傍線の部分は改正部分)	(平成二年政令第二百三十八号)		○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬

(傍線の部分は改正部分)

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)別表 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	改 正 案
内閣は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。	現 行

○厚生労働省令第百六十号

麻薬及び向精神薬取締法 (昭和二十八年法律第十四号) 第五十条の八第二号及び第五十条の十一 第二号の

規定に基づき、 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月十三日

厚生労働大臣 川崎 二郎

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則 (昭和二十八年厚生省令第十四号) の一部を次のように改正する。

別表第一第一種向精神薬の項中

する物 チル 三・七―ジヒドロ―一・三―ジメチル―七―〔二—〔(α―メチルフェネチル)アミノ〕 ――H―プリン―二・六―ジオン (別名フェネチリン)、その塩類及びこれらを含有 エ g を

三・七―ジヒドロ―一・三―ジメチル―七―〔二—〔(α—メチルフェネチル)アミノ〕 チル] ―一日―プリン―二・六―ジオン (別名フェネチリン)、その塩類及びこれらを含有 工 Ξ g

改める。 する物 二─ [(ジフェニルメチル) びこれらを含有する物 スルフィニル」アセタミド (別名モダフィニル)、

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

に

その塩類及

六 g

○麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年厚生省令第十四号)麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

	,	薬 向 精 神	第一種	別表第一	
(略)	類及びこれらを含有する物別名モダフィニル)、その塩ニー [(ジフェニルメチル)	三・七―ジヒドロ―一・三― ニ・六―ジオン(別名フェネ ニ・六―ジオン(別名フェネ ニ・六―ジオン(別名フェネ ラッショー・ニー(α ラッショー・ニー(α ニ・六―ジャー・ニー(α ニ・ホージヒドローー・ニー	(略)	(第二十七条及び第三十条関係)	改正
(略)	河 (= g	(略)		案
		·····································	第一	別表第一	
(略)		三・七―ジヒドロ―一・三― ニ・六―ジオン(別名フェネーメチルフェネチル)アミノニ・六―ジオン(別名フェネチリン― らを含有する物	(略)	(第二十七条及び第三十条関係)	現行
(略)		. <u>=</u> , g	(略)		